

# 不動産売却案内書

広告年月日	令和6年9月27日
競争入札物件	「入札物件一覧表」のとおりです。
競争入札 参加申込期限	令和6年10月28日 午後5時00分まで（必着） ※ 入札への参加を希望されるお客様は、上記期限までに入札参加申込書を当社あて提出して下さい。提出のない場合には、入札に参加できません。 ※ お申込みの際には印鑑証明書等が必要となります。 ※ 郵送によるお申込みは一般書留でお願い致します。
競争入札書 提出期限	令和6年11月5日 午後5時00分まで（必着） ※ 入札書は二重封筒を用いてください。 ※ 郵送によるお申込みは一般書留でお願い致します。
売主	西日本高速道路株式会社
媒介業者	東急リバブル株式会社
現地説明	詳細については本不動産売却案内書の6ページ参照
開札日時	（開札）令和6年11月8日 午後1時00分から
開札場所	西日本高速道路株式会社 本社
落札者決定方法	有効入札のうち、最低売却価格以上の最高価格とします。
契約保証金	振込みによる一括払いとします
売買代金支払	振込みによる一括払いとします

西日本高速道路株式会社

大阪市北区堂島一丁目6番20号 堂島アバンザ19階  
保全サービス事業本部 保全サービス事業部 管理課【売却係】  
電話 06-6344-4000（代表）

不動産の購入をご検討いただいているお客様へ

西日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）は、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底を図り、当社所有不動産及びその売却に対するお問い合わせやお申込、ご契約のお取引をされたお客様（以下「お客様」といいます。）の個人情報と保護につきまして、個人情報保護に関する法令等を遵守すると共に、個人情報の適正な取り扱いと保護に努めます。

（１）個人情報の取得

当社は、お客様からいただいた個人情報（氏名、住所、電話番号、実印の印影、申込書及び申込書添付書類並びに売買金額等の契約書等に記載された所要項目等）を保有しております。

（２）個人情報の利用目的

当社は、取得したお客様に関する個人情報を、次の目的以外には利用いたしません。

- ①当社所有不動産及びその売却に係る情報・資料を提供するために利用する場合
- ②入札に関する手続きのために利用する場合
- ③売買契約に関する履行のために利用する場合
- ④当社からお客様へのご連絡のために利用する場合
- ⑤当社の義務の履行及び権利の行使並びにこれに付随する行為のために利用する場合
- ⑥当社不動産売却に係る分析・調査のために利用する場合

（３）外部委託に係る個人情報の取り扱い

当社は、当社所有不動産の売却に必要な事務を委託するために事務処理会社が個人情報を取り扱う場合、個人情報を適正に取り扱っていると認められる委託先を選定し、委託契約等において、個人情報の管理、秘密保持、再提供の禁止等、お客様の個人情報の漏洩等ないように必要な事項を取り決めると共に、適切な管理を実施させます。

（４）個人情報の第三者への提供

当社が保有する個人情報は、以下の場合に、氏名、住所、電話番号等の所要項目について、書面、電話、電子メール等により第三者に提供されます。

- ①ご本人の同意がある場合
- ②法令に基づく場合
- ③人の生命、身体又は財産の保護のため必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
- ④公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
- ⑤国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

（５）お問い合わせ等

当社は、利用目的の範囲内で個人情報を利用いたしますが、利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合には、ご本人にその旨を事前に連絡し、ご意向を確認させていただきます。

個人情報に関するお問い合わせ先

西日本高速道路株式会社 保全サービス事業本部 保全サービス事業部 管理課【売却係】  
住所：大阪市北区堂島一丁目6番20号 堂島アバンザ19階  
電話：06-6344-4000（代表）（受付時間 9：00～17：00）

入札物件一覧表（土地付き建物）

物件 番号	所在地		地目	公募面積	用途 地域	建ぺい率 容積率	最低売却価格
			種類	床面積 (公募面積)	構造		
R6四-2	土地	高松市屋島西町字百石 1978番8	宅地	1,400.02㎡	準工業地域	60% 200%	金9,800,000円
	建物	高松市屋島西町字百石 1978番地8 家屋番号1978番8	寄宿舍	748.69㎡	鉄筋コンクリート造陸 屋根3階建		
			自動車置場	9.80㎡	軽量鉄骨造鋼板葺平家 建		
			物置	5.16㎡	鉄筋コンクリート造陸 屋根平家建		

## 競争入札の概要

項目	入札の流れ	備考
案内	案内書等配布 及び 申込受付期限	令和6年10月28日 午後5時00分まで（必着） <span style="float: right;">【※2】</span> 郵送によるお申込みは一般書留でお願い致します。
	現地説明会	詳細については本案内書に記載【※3】
	入札参加通知書発送	申込受付期間満了後、申込者に対して当社から発送します。
開札	入札書の提出	令和6年11月5日 午後5時00分まで（必着） 郵送によるお申込みは一般書留でお願い致します。
	開札	令和6年11月8日 開札は当社と媒介業者で実施します。（お客様は同席できません）
	落札者の決定	当社が定める最低売却価格以上で最高価格による有効な入札書を提出したお客様を落札者とします。【※4】
契約	重要事項の説明	落札者に、重要事項の説明を行います。
	契約保証金納入	令和6年12月中旬頃までに、契約保証金として、契約金額の100分の10に相当する額を一括で納入して頂きます。
	契約締結	契約保証金の納入をもって、契約締結となります。
引渡	売買代金の納入 不動産の引渡し	令和7年1月中旬頃までに売買代金を一括で納入して頂きます。
	所有権移転登記	所有権移転登記の手続きは、落札者となられたお客様において行っていただきます。その手続きに必要な登録免許税等は、お客様のご負担となります。

※1 売却物件に関する問合せ先

(媒介業者) 東急リバブル株式会社

ソリューション事業本部 法人営業第一部 営業グループ (A)

〒100-7033 東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー33階

電話番号 03-6895-0351

※2 お申込み時の必要書類

【個人】

競争入札参加申込書 (添付していただく印鑑証明書の実印を押印して下さい)

印鑑証明書 (発行後3ヶ月以内のもの)

【法人】

競争入札参加申込書 (添付していただく印鑑証明書の実印を押印して下さい)

印鑑証明書 (発行後3ヶ月以内のもの)

商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書 (発行後3ヶ月以内のもの)

(複数の物件を申込みされる場合には、入札参加申込書の別紙を作成して下さい。なお、この場合、印鑑証明書及び商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書については、各1通で結構です。)

※3 現地説明会について

現地説明会の参加は任意ですが、参加されないお客様は物件調書をもとにご自身で現地確認や諸規制の状況等の確認を行って下さい。

※4 土地付き建物の消費税について

本物件につきましては、入札価格を下表の率により土地及び建物価格に按分します。

(消費税は、建物については課税されますが、土地については非課税です。)

物件番号	R6四-2
土地	100%
建物	0%

その他

各種様式につきましては、本案内書に添付の様式を複写のうえ、ご使用下さい。

(当該物件につきましては、現状有姿での引渡しとなります。)

## 1. 入札参加申込受付

### ①申込受付期間

令和6年10月28日（月）までの毎日午前9時から午後5時まで行っております。

なお、土・日曜日・祝日及び当社の休業日の受付は致しておりません。

### ②申込受付場所

〒530-0003 大阪市北区堂島一丁目6番20号（堂島アバンザ19階）

西日本高速道路株式会社

保全サービス事業本部 保全サービス事業部 管理課【売却係】

電話06-6344-4000（代表）

※郵送の場合は、一般書留で受付期間内に必着するようお申込み下さい。

## 2. 現地説明会

### ○開催日時・場所

各物件の所在地で行いますので、開始時間までに現地にご集合下さい。可能な限り、公共交通機関のご利用をお願いします。なお、参加ご希望の方は、媒介業者宛てご連絡ください。参加希望者がいない場合、現地説明会は開催致しません。

物件番号	開催場所 所在地	現地説明会 開催日時
R6四-2	高松市屋島西町字百石1978番8	別途、媒介業者と調整

## 3. 開札

### ①開札日時

令和6年11月8日（金）午後1時00分

### ②開札場所

〒530-0003 大阪市北区堂島一丁目6番20号（堂島アバンザ19階）

西日本高速道路株式会社

保全サービス事業本部 保全サービス事業部 管理課【売却係】

電話06-6344-4000（代表）

※開札は当社と媒介業者で実施します。（お客様は同席できません）

## 4. 契約保証金納入期日

令和6年12月中旬頃

（契約金額の100分の10に相当する額を一括でお振込みいただきます。）

## 5. 売買代金納入期日

令和7年1月中旬頃

（請求書による一括払い）

この案内書は、西日本高速道路株式会社が令和6年9月27日付けをもって広告した不動産を、競争入札の方法により売却するに当たって、入札への参加を検討されるお客様に、入札に付す不動産の概要、入札参加申込方法及び開札から契約を経て不動産の引渡しを行うまでの手順等を説明したものです。

本案内書を熟読した後、入札への参加を希望されるお客様は、競争入札参加申込書（本案内書に添付のもの）を当社あて提出して下さい。なお、競争入札参加申込書の提出のない方はこの入札に参加することができませんので、あらかじめご承知おき下さい。

また、本案内書の別冊として、入札に付す不動産の詳細な内容を記載した物件調書を用意しておりますので、買受けを希望される不動産の物件調書にて必ず物件の内容を確認されてから、入札参加の申込みをされるようお願いいたします。

## 1. 入札に付す不動産の概要

「物件調書」をご覧ください。なお、物件に関する問合せは、媒介業者・東急リバブル株式会社【電話：03-6895-0351】までお願いします。

## 2. 入札参加資格

入札に参加頂けるお客様は、個人又は法人とします。ただし、次に掲げるお客様は、入札に参加されることができません。

なお、入札後であっても、入札参加資格のなかったことが判明した場合には、当該入札は無効とします。

- (1) 売買契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
- (2) 同一人が同一事項について、法人の代表者名義、他の法人の代表者名義又は個人名義等を兼ねて申込を行った場合。
- (3) 次の一に該当する事実があった後5年を経過していない者。
  - ア 故意に入札に付す不動産を損傷し、その価格を減少させた者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 入札の実施に当たり係員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 当社に提出した書類に虚偽の記載をした者
  - キ その他当社に著しい損害を与えた者
  - ク 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）

- ケ 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力
- コ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、不動産売買契約を締結した者
- サ 不動産売買契約における引渡し及び売買代金の全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為をした者及び偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をした者
- シ 前記アからサの一に該当する事実があった後5年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

### 3. 入札参加の申込み等

申込受付期間、場所及び方法等は、次のとおりです。

#### (1) 受付期間

令和6年10月28日（月）までの毎日午前9時から午後5時まで行っております。  
なお、土・日曜日・祝日及び当社の休業日の受付は致しておりません。

#### (2) 受付場所

〒530-0003 大阪市北区堂島一丁目6番20号 堂島アバンザ19階  
西日本高速道路株式会社  
保全サービス事業本部 保全サービス事業部 管理課【売却係】  
電話06-6344-4000（代表）

#### (3) 申込みに必要な書類

入札への参加を希望されるお客様は、「競争入札参加申込書」（本案内書に添付のもの）に必要な事項を記入して実印を押印し、①個人の場合は印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）1通を、②法人の場合は商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書及び印鑑証明書（ともに発行後3ヶ月以内のもの）各1通を添付のうえ、上記（2）の受付場所に直接持参するか一般書留により送付して下さい。

入札への参加を希望されるお客様が、宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者である場合は、必ず入札参加申込書の該当欄に所定の事項を記入して下さい。

なお、ファックス又は電話等上記以外の方法による申込みの受付は行いません。

申込者には、後日当社から競争入札参加通知書を送付いたします。

#### (4) 申込みにあたっての注意

競争入札参加申込書の提出をもって、宅地建物取引業法第3条第1項に規定する事務所での買受けの申込みがなされたものとみなしますので、当該入札による不動産の売却については、同法第37条の2に規定するクーリング・オフ制度の適用はなく、契約締結後、落札者の事情により契約が解除された場合においては、一旦納入された契約保証



金を返還いたしません。また、契約解除に伴う違約金の支払いを拒否することはできません。

従いまして、申込みにあたっては、本案内書を熟読のうえ、疑問の点については、前記（２）の受付場所に十分ご確認の後、入札参加申込書を提出して下さい。

また、本案内書の別冊として、入札に付す不動産の詳細な内容を記載した物件調書を用意しておりますので、買受けを希望される不動産の物件調書にて必ず物件の内容を確認されてから、入札参加の申込みをされるようお願いいたします。

#### （５）その他

参加申込の変更、取下げは以下の手続となっています。

##### ア 競争入札参加申込の変更

競争入札参加申込を変更する場合は、「競争入札辞退書」（本案内書に添付のもの）により当初の申込を取下げるとともに、新たな競争入札参加申込書を提出してください。なお、入札変更できる期間は入札受付期間内とします。

##### イ 競争入札参加申込の辞退

競争入札参加申込を辞退する場合は、競争入札辞退書を提出してください。（なお、入札辞退する期間は入札日の前日までとします。）また、入札に参加されなかった場合は、入札を辞退したものとみなします。

#### ４．現地説明

希望される場合は、媒介業者へお問い合わせください。

#### ５．入札に関する事項

##### （１）総論

入札に参加されるお客様（以下「入札者」と言います。）は、本案内書及び物件調書を熟読のうえ、入札に参加して下さい。

##### （２）入札書の作成方法

「競争入札書」（本案内書添付のもの）には、入札者の住所氏名のほか必要事項を記入のうえ、入札使用印を押捺して下さい。

##### （３）入札書に記入する入札代価について

本物件につきましては、入札価格を下表の率により土地及び建物価格に按分します。

物件番号	R 6 四 - 2
土 地	1 0 0 %
建 物	0 %

土地については、消費税法別表第一（第 6 条関係）に掲げる財産であるため消費税は課せられません。

##### （４）競争入札書は、二重封筒を用いて、入札書の中封筒に入れて上封印し、中封筒には入札者名、物件番号及び開札日時を表記し、表封筒にも入札者名、物件番号及び開札日時を記載の

うえ「入札書在中」と朱筆し、次に掲げる書類とあわせて上記3-(2)の受付場所に直接持参するか一般書留により送付して下さい。

ア 競争入札参加通知書(写)

イ 印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの。ただし、入札に使用する印鑑が、入札参加申込書に押印したものと同一の場合は省略できる。)

ウ 入札者が法人の場合は、商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書(発行後3ヶ月以内のもの。ただし、法人の代表者が入札参加申込時の商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書の代表者と変更ない場合は省略できる。)

#### (5) 開札の方法

開札は、入札公告により指定された日時に、開札執行場所において、最低2人以上の当社社員が媒介業者の同席のもと行います。

開札を行った場合は、媒介業者の面前において、最低売却価格以上で最高の価格による有効な入札書を投入した入札者名及びその入札価格を朗読します。

#### (6) 開札の無効

次の一に該当する入札書は無効とします。

ア 入札金額が訂正してある場合

イ 入札者の記名押印が欠けている場合(代理人により入札に参加する場合は、代理人の記名押印が欠けている場合)

ウ 誤字、脱字(数字の脱落を含む。)等により、入札書の記載事項が不明確な場合

エ 条件が付されている場合

オ 同一入札者の入札書が2通以上投入されている場合

カ 前各号に掲げる場合のほか、入札に必要な条件を具備していない場合

#### (7) 落札者の決定

最低売却価格以上で最高の価格による有効な入札書を投入した入札者を落札者と決定します。

この場合において、同金額の入札者が2人以上いる場合は、当該入札者を招集のうえ、抽選により落札者を決定するものとします。

落札者が決定した場合は、その者の氏名及び金額を、落札者となるべき者がいないときはその旨を、電話等で入札者全員にお知らせします。

なお、落札者に決定した者が契約を辞退した場合は、当社の予定する最低売却価格以上で入札を行った他の入札書のうち、最高の価格による有効な入札書を投入した入札者を入札金額により落札者とするものとします。

また、正当な理由無く契約を辞退した落札者については、辞退後5年間、当社が所有する売却不動産に関する契約をできないものとします。

## 6. 契約に関する事項

### (1) 重要事項の説明

売買契約の締結前に、宅地建物取引業法第35条及び第35条の2の規定に基づき、売却不動産について重要事項説明書を交付のうえ、宅地建物取引士による重要事項の説明を行います。

### (2) 契約保証金の納入等

落札者は、契約締結の際に、契約保証金として契約金額の100分の10（円未満切捨て）に相当する金額を当社あて納入することとします。その際、当社の発行する請求書により、当社の指定する金融機関口座に、一括で期日（請求書を発行する日から30日以内）までにお振込み下さい（振込手数料は落札者のご負担となります）。正当な理由無く期日までに納入しない場合は、落札者の決定を取消すとともに、取消し後5年間、当社が所有する売却不動産に関する契約をできないものとしします。

なお、契約保証金には、利息を付さないものとしします。

また、契約保証金の額が1千万円を超える場合は、当社において宅地建物取引業法41条の2第1項の規定に基づく保全措置を講じた後、契約保証金の納入を行うこととします。

### (3) 契約保証金の違約金への充当

次の一に該当する事由により契約が解除されたときは、契約保証金を落札者が当社に支払うべき違約金の全部又は一部に充当するものとしします。

ア 落札者が売買代金の納入を行わなかった場合

イ 落札者に契約締結に必要な資格がないことが判明した場合

ウ 落札者が係員の職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正な行為をした場合

エ 前記アからウに掲げる場合のほか、落札者が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができなくなるおそれのある場合

### (4) 売買契約の締結

落札者は、当社が送付する契約締結通知書において指定する期日までに、同通知書に添付の契約書に記名押印のうえ、提出して下さい。

なお、当該指定日までに正当な理由無く契約書を提出しない場合は、契約資格が取消されるとともに、契約保証金は当社に帰属することとなります。

また、本案内書に契約書の書式を記載しておりますので、ご確認下さい。

### (5) 売買代金の納入

売買代金は、売却不動産の所有権移転登記前で、かつ、引渡し前に当社の発行する請求書により、当社の指定する金融機関口座に、一括で期日までにお振込み下さい（振込手数料は落札者のご負担となります）。

なお、契約保証金は、売買代金の一部に充当します。

#### (6) 落札者が宅地建物取引業者の場合

落札者が宅地建物取引業者の場合は、宅地建物取引業法第78条第2項により同法第41条の2及び第40条の規定は宅地建物取引業者相互間の取引には適用されないため、上記(2)の契約保証金に係る保全措置は講じないとともに、当社は売却不動産に係る契約不適合を担保すべき責任を負わないものとします。

### 7. 引渡しに関する事項

#### (1) 所有権の移転

売却不動産の所有権は、当社が売買代金の全額を受領したときに、落札者へ移転するものとします。

#### (2) 所有権移転登記

所有権の移転登記は、落札者において行って頂きます。売買代金全額を受領後、当社から所有権移転登記手続きに必要な書類を交付しますので、交付後速やかに手続きを行って下さい。

#### (3) 不動産の引渡し

売却不動産は、売買代金全額の納入があったときに落札者に引渡したものとします。

なお、当社から落札者に対し、不動産引渡通知書を送付いたします。

#### (4) 受領証書の提出

落札者は、前記(3)により当社から引渡しの通知があった後、売却不動産を引き受けたことを証するため、不動産受領証書を当社宛て提出して下さい。

#### (5) 公租公課の分担等

売却不動産から生ずる利益又はこの不動産に対して賦課される公租公課及びガス、水道、電気料金並びに各種負担金等の諸負担については、引渡しの日の前日までの分を当社、その後の分を落札者の収益又は負担とし、その金額については、引渡しの日が属する年度の4月1日を起算として日割計算により算出するものとします。

#### (6) 費用の負担

売買契約書に貼付する収入印紙は、落札者と平等に負担します。

所有権の移転登記に要する登録免許税その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者のご負担となります。

### 8. 領収書の発行

契約保証金又は売買代金の領収書が必要な場合はお申出下さい。領収書を発行します。

### 9. 書類作成要領

入札に必要な書類の作成にあたっては、本案内書に添付の様式を複写のうえ、作成願います。

- (1) 競争入札参加申込書
- (2) 競争入札辞退書
- (3) 競争入札書

10. 問合せ先

(媒介業者) 東急リバブル株式会社

住所：〒100-7033 東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー33階

電話：03-6895-0351

(1) 競争入札参加申込書【個人用】

年 月 日

西日本高速道路株式会社  
代表取締役社長 様

競争入札参加申込書

令和6年9月27日付けをもって広告のあった次の不動産売却にかかる競争入札への参加を申し込みます。

なお、不動産売却案内書及び物件調書の記載内容を承知の上、申し込みます。

( 広告番号・物件番号 R6四-2 )

(所在地) 高松市屋島西町字百石1978番8

申込人 (共有の場合は代表者)	ふりがな 氏名	印		
	生年月日	年	月	日
	居住地	(住所) 〒  (ご自宅の電話番号) (昼間連絡可能な連絡先)		
	宅地建物取引事業者である場合は右欄に○印		免許証番号	( ) 第 号
申込人	ふりがな 氏名	印	性別	
	生年月日	年	月	日
	居住地	(住所) 〒  (ご自宅の電話番号) (昼間連絡可能な連絡先)		
	宅地建物取引事業者である場合は右欄に○印		免許証番号	( ) 第 号

- ※ 氏名にはふりがなをつけて下さい。
- ※ 使用印鑑は、印鑑登録印（実印）を使用して下さい。
- ※ 「ご自宅の電話番号」にて昼間連絡可能な場合は、「昼間連絡可能な連絡先」の記入は不要です。
- ※ 共有名義で入札に参加する場合は、各共有者について必要事項を記入し押印して下さい。

(1) 競争入札参加申込書【法人用】

年 月 日

西日本高速道路株式会社  
代表取締役社長 様

競争入札参加申込書

令和6年9月27日付けをもって広告のあった次の不動産売却にかかる競争入札への参加を申し込みます。

なお、不動産売却案内書及び物件調書の記載内容を承知の上、申し込みます。

( 広告番号・物件番号 R6四-2 )

(所在地) 高松市屋島西町字百石1978番8

ふりがな 法人名			
ふりがな 代表者氏名			印
住所	〒		
電話番号			
宅地建物取引業者である場合は右欄に〇印		免許証番号	( ) 第 号

※ 法人名及び代表者氏名にはふりがなをつけて下さい。

※ 使用印鑑は、印鑑登録印（実印）を使用して下さい。

(2) 競争入札辞退書

年 月 日

西日本高速道路株式会社  
代表取締役社長 様

住 所

氏 名

印

(法人である場合は法人名及び代表者名)

競 争 入 札 辞 退 書

( 広告番号・物件番号 R6四-2 )

(所在地) 高松市屋島西町字百石1978番8

標記について、都合により入札を辞退いたします。

以 上

※ 印鑑登録印（実印）で押印してください。



(3) 競争入札書

## 競争入札書

金 円

( 広告番号・物件番号 R6四-2 )

(所在地) 高松市屋島西町字百石1978番8

不動産の売却入札代価として、不動産売却案内書及び物件調書の記載内容を承知の上、上記金額のとおり入札いたします。

年 月 日

西日本高速道路株式会社  
代表取締役社長 様

入札者 住 所  
氏 名 印  
(法人である場合は法人名及び代表者名)

代理人 住 所  
氏 名 印  
(法人である場合は法人名及び代表者名)